

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

では次に、東京会場にいらっしゃいます上原敏夫教授から、テレビ会議システムを通じて、「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」という演題で御報告を頂きます。

上原先生の御報告につきましては、お手元のレジюме（160頁参照）と、JICAプロジェクトの概要説明資料（161頁参照）を御参照ください。

皆様、既に御存じのこととは思いますが、上原先生は一橋大学大学院法学研究科の教授でありまして、またカンボジア法制度整備プロジェクトの民事訴訟法作業部会部会長代理として、カンボジアの民事訴訟法起草支援におきましては、プロジェクトの開始当初から長年にわたりまして多大な御貢献を続けてきておられます。この1月にもカンボジア現地セミナーに御出張されたばかりです。

では、上原先生、よろしくお願いたします。

## 報 告

### 「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」

上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授・

### JICA カンボジア法制度整備支援プロジェクト民事訴訟法部会部会長代理



【上原】 皆さん、こんにちは。今、御紹介にあずかりました一橋大学の上原と申します。

早速ですが、レジюмеに沿いまして、お話をしたいと思います。初めに、ごく簡単にカンボジアの法制度整備支援プロジェクトを振り返ってみますと、作業を開始したのが、1999年1月、第1フェーズとして最終的に民事訴訟法の条文案をカンボジア司法省に引渡しをする式典が行われたのが2003年3月でございました。そこから、その次に第2フェーズに入りまして、民事訴訟法が成立したのが2006年7月、そしてそのときから1年を経過した今年の7月から民事訴訟法が現にカンボジアの民事訴訟で適用されると、こういう状況になっております。

それで、本日のテーマである普及活動ですけれども、普及活動は第2フェーズの本来の目的であります。ただ、次に述べる方法とも関連しますが、既に第1フェーズでも普及活動的なものはある程度やってきたという実績がありました。

それは、条文案の起草過程で、何回も開かれた現地でのワークショップ、セミナーの場です。そこには、司法省の直接の立法の担当者だけでなく、関連する他省庁の方々、あるいは弁護士の方々が、随時出席されるということで、その公開の場を通じて議論を積み重ねてきて、立法がなされた、そういう面があると思います。

1 普及活動の現状であります。方法としては幾つかの方法がとられております。まず、現地セミナーというのが、主として我々、日本側の作業部会の専門家が参加する

形で、プノンペンで行われました。

また、地方の裁判所等での普及活動というのも、現にカンボジアでは始まっております。ただ、こちらにつきましては、なかなか交通の便等の関係で私どもが日本から参加するということは難しいわけですので、現地にいる日本人の専門家と司法省側の起草作業の中心メンバー、そういう方々が普及活動をやっております。ただ、その場合にも、私どもが直接に関与したプノンペンでのセミナーでの議論がその基礎になっているといえます。例えば演習問題などのようなものをこちらで作って議論するという場合に、同じ演習問題を今度はカンボジア側で地方へ持って行って議論すると、そのようなこともやられておまして、2つの方法はかなり内容的にリンクしているという評価ができるかと思えます。

それから、最近では本日のテレビ会議と同じようなことがJICA-Netを通じて行えることになりましたので、遠隔セミナーと称して、これは部屋に入れる人数が限られておりますから、司法省の人たちが対象ですが、日本とこのJICA-Netを通じて議論するという、そういうセミナーも何回か行なわれております。

さらに、毎年1回あるいは2回、本邦研修ということで、現地、カンボジア側から日本に人を招いての研修というのも毎年やっております、こちらでもいろんな形で普及活動になっているかと思えます。こちらはこれも司法省の方々が中心ですが、場合により、最高裁の裁判官などが参加者に含まれているということも実績としてあります。

他方、書物での普及ということに関しましては、普及活動という形で評価できるものとして2つあります。

1つは起草した条文の逐条解説ですね。ごく簡単な解説であります。逐条解説の執筆というのがあります。ただ、これは我々、民事訴訟法の作業部会の作業としましては、むしろ起草と同時に終了している。第1フェーズであればできたということでもあります。単に条文案を作るだけではなくて、必ずそこに簡単なコメントを付けて、そのコメントには例えば、参考になる日本の規定、民事訴訟法の条文を挙げるとか、あるいは解釈運用上問題になる非常に重要なことについて書くとか、あるいは、この点はむしろカンボジア側で今後、立法や運用の際に工夫してほしいというようなコメントをすとか、そのようなことをやっております。

それだけでは新しい法律の内容、民事訴訟手続の仕組がなかなか一般に理解されないということもありますので、作業部会では、「民事訴訟法要説」あるいは「強制執行法要説」というような簡単な教科書を分担で執筆し、これをクメール語に翻訳して配ると、そういう作業をいたしました。これが書物による普及活動の第2です。

これらのいわゆる成果物につきましては、本日司会をされている田中さんがまとめられているこの「法整備の支援活動における成果物の普及活動について」の別表に詳しく紹介されておりますので、御参照ください。

2 次に、普及活動の対象者であります。先ほど既にふれましたように、司法省の起

草担当者が、まずは第1の対象者であるということは間違いのないところであります。ただ、それだけは当然足りないわけで、先ほど言いましたように、地方の裁判所でのセミナーというところでは当然地方の始審裁判所の裁判官、あるいはその他の裁判所職員というものが対象になって、対象者が少し広げられつつあります。

それから、先ほど御紹介いただきましたように、私はつい最近、1月のはじめに、カンボジアに出張して、現地セミナーをやってまいりましたが、そのときは控訴裁判所あるいは最高裁判所の裁判官が対象でした。もちろん、司法省の担当者も参加されていますが、そういう形のセミナーも、普及活動として始めております。

ここで非常に興味深かったのは、そのセミナーというのが、我々が現地の裁判官からの質問に答えるという、そのことだけではなくて、現地の裁判官同士が今後どう運用していったらよいかというような運用の指針を集まって相談するという場にもなっていたと。それぞれの裁判官、それぞれの仕事があり、あるいは場所が離れている等のこともあって、なかなか一堂に会するということができないようでありまして、普及活動のセミナーがそういう機会にもなっているということが分かりまして、大変興味深く、またそういう別の形で役に立っているのかという印象を持った次第であります。

このほか、次の世代の裁判官あるいは弁護士というものに対する普及活動というものもあるわけですが、これらにつきましては、直接私も作業部会の専門家がかかわっているわけではなく、例えば裁判官につきましては、裁判官・検察官養成校の支援プロジェクトというのが法務省の方で行われておりまして、本日も宮崎さんの方から御報告が予定されておりますので、そちらに譲ります。

また、弁護士を対象とする普及活動につきましては、日弁連のプロジェクトがありまして、こちらについては、やはり本日、矢吹さんの方から説明があると聞いておりますので、そちらに譲りたいと思います。

- 3 普及活動の現状は以上のとおりですが、課題ということで、既にほかの国で正に現地で普及活動をずっとやってこられた方々からの報告で指摘されていることとかなり共通なところがありますが、大きく分けて2つのことを申し上げたいと思います。

1つは、カンボジア国内あるいはカンボジアの国民に対する普及活動ということに関してであります。やはり、対象者というものが、これまでは司法省の起草担当者が中心であって、それが少し裁判官にも広がってきたというのが現状であります。更に広げる必要が当然あるわけであります。

裁判官の中でもこのような普及活動にまだ参加されていない人はある程度いるはずで、現世代の裁判官、さらには法曹養成との関係で、次世代の裁判官に対象を更に広げていく必要があるということが指摘できます。

また、当然ながら、その民事訴訟の利用者である弁護士であるとか、あるいは企業の法務担当者であるとか、そういう民間の方に対する普及活動というのも非常に重要なことでありまして、なかなかいろんな国の体制、あるいは予算とか、あるいはカウ

ンターパートの問題等がありまして、弁護士や企業人も含めて裁判官と一緒に研修を行う、セミナーを行うということにはなかなか問題があるのかもしれませんが、対象者として徐々に広げていく必要があるかと思えます。

ただ、そのような活動をしていくに当たりまして、やはり一番問題点として従来からあってなかなか改善がされないというところは、通訳、翻訳の問題であると思えます。

日本側でいろいろな作業をして、日本語で条文や解説を執筆いたしましても、その翻訳に相当の時間が掛かるということが今までもあり、それが意味でボトルネックになっている面があったかと思えます。なかなかこれも一朝一夕にはいかないですが、そのような通訳・翻訳体制の拡充というのが課題であると思えます。

それから、さらに非常に重要なことで、しかしなかなか実現できないということはどういうことかと申しますと、やはり日本語によって日本法を研究する能力を持つ人材がカンボジア側の育てこなければ将来はないと、こういうことだと思えます。我々日本が支援をして、当然のことながら、日本のいろいろな制度をかなり参考にしております。もちろん、日本のとおりにすればいいという話ではありませんが、我々の基本的な考え方が日本の法律や実務を、あるいは学説を前提としているわけです。一応のことはこの普及活動のところでカンボジア側に伝えることはできてきていると思われまけれども、今後、この民事訴訟法がカンボジア側で定着して本格的に運用されていけば、様々な問題が出てくる、あるいは解釈問題もありますでしょうし、更なる立法改正の問題も出てくるわけですが、そういうことでカンボジア側として考える場面におきまして、日本法を調査する能力というのは不可欠の前提であろうかと思えます。

それが、やはり他国からの支援に頼るのではなくて、カンボジアが自立して近代国家として司法制度を自前で運用できるようになるための必須の条件であるかと思えます。

しかし、それはなかなか今まで我々が関与してきたようなプロジェクトの枠組みの中ではできないことでもあるのですが、現地の大学で日本語を教え、また日本法を教え、あるいは有能な法律家を日本に招へいして、日本への留学、ある程度長期的な留学をさせて、人材を養成するということがやはり必要なのではないかと。そんなにたくさん的人数が必要なわけではないんですが、数人でも良いからそういう人を養成することができれば、将来が明るくなるのではないかと考えております。

それから、第2に、これはほかの国でも同じようなことが言われていたましたが、このカンボジア民事訴訟法について、カンボジア以外の国であるとか、あるいはカンボジアで活動する外国人に普及するというのも、また非常に重要なことであると思えます。それは、他国の支援活動、他のドナーとの関係ということもあります。先ほどほかの国でも報告が既にあったところではありますが、この民事訴訟法の関連法令が他国の支援によりその国の考え方で作られるということが時々あるわけでありまして。そ

うしますと、せっかく民事訴訟法という基本法典を立派に作り上げても、その内容が特別法によってかなり攪乱され、法体系の統一性が崩れるというような問題があり、それは既に出てきているわけであります。

そういうことを防ぐには、やはりその日本が支援した民事訴訟法をそのような他の国にもよく内容を理解してもらってそれを前提に特別法を考えてもらうと、こういうことが必要になってくるかと思えます。この点につきましても先ほど紹介しました田中さんがまとめられた本日のペーパーにかなり詳しく書かれておりますので、是非参照していただければと思います。

4 最後に申し上げたいのは、このような法制度整備支援ということ、やはり専門の職業といえますか、本格的に本務として取り組むという人を、日本でも考えていくという必要があるのではないかというふうに思います。

私どもは民事訴訟法の専門家ではあっても、しょせん、大学での研究や教育に従事している者でありまして、なかなか四六時中このカンボジアの民事訴訟法、あるいはその普及活動ということに携わっているわけにはいかない、そういう制約があるわけで、それを、本務として、全面的に責任を持って担う機関であるとか人材というものを、むしろ日本側でも養成する必要があるのではないかと感じております。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 上原先生、どうもありがとうございました。

では次に、法務総合研究所国際協力部教官の宮崎朋紀から、「RSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」という演題で報告させていただきます。

宮崎教官は、裁判官の出身教官として、この国際協力部の教官になっていただいていますけれども、RSJP、カンボジア王立裁判官・検察官養成校の民事教育改善プロジェクトの法曹養成研究会の委員となり、当部から現地に派遣しております柴田紀子長期専門家らとともに、本プロジェクトの運営に携わっております。

では、宮崎教官をお願いします。

## 報 告

### 「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」

#### 宮崎朋紀 法務総合研究所国際協力部教官



【宮崎】 ただいま御紹介いただきました法務総合研究所国際協力部教官の宮崎と申します。

私は去年の4月にこちらの部署にまいりまして、まだ1年目ということで、この世界では新参者でありますけれども、お役としていただきましたので、お話をさせていただきたいと思えます。

私が担当しておりますRSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動ということでお話をさせていただきます。

まず、RSJPというものについて御紹介させていただきますが、これは英語で言います「Royal School for Judges and Prosecutors」の略でして、カンボジア王立裁判官・検察官養成校です。名前のとおり、裁判官、検察官の養成をする機関でして、研修期間は2年です。最初と最後にRSJPの学校で行います前期研修、後期研修、そしてその間に各地の裁判所に配属されて行います実務研修からなるということで、日本の司法修習制度に類似しているということがいえると思います。

2003年11月に1期生の研修が開始されまして、既に55名が卒業し、裁判官、検察官に任官しております。そして、2期生もこの5月に卒業予定ということで、比較的順調に学校は動いているといえるかと思います。

このRSJPにおける民事教育の重要性につきまして、現職の裁判官、検察官の人数との関係で見てみたいと思います。カンボジア政府のデータによりますと、RSJPが設立する前に既に職に就いておりました裁判官、検察官の数は200名弱ということでありませう。そうしますと、順調にRSJP卒業生が任官していきますと、今から3年もたたないうちにRSJP卒業生の裁判官、検察官が全体の中の多数派になるという状態にあります。こういった状態はほかの国では類を見ないと思われまして、カンボジア独特のものだと思います。

こういった状況からいたしますと、このようなRSJP卒業生に対して、2年間じっくり民法・民事訴訟法を学んでもらうことは、これらの法律の普及にとっては非常に重要なことといえるのではないかと思います。

そういうことで、国際協力部としてはこのプロジェクトに大変力を注いでいるところでもあります。

このプロジェクトは比較的新しいものでして、1期生卒業と同じ2005年11月から正式には始まったことになっておりますけれども、国際協力部としては、2004年1月から教官を数か月ずつ複数回現地に派遣しまして、問題状況の把握に努めておりました。

その当時の報告書を見ますと、3つほど大きな問題が挙げられていまして、1つは常勤教官がないということ、もう1つはカリキュラムがないということ、そして最後に教材が絶対的に不足していることが指摘されています。

そういうことで、日本側で経験豊富な裁判官、弁護士、あるいは司法研修所の教官をメンバーとします法曹養成研究会が設立されまして、カリキュラムの策定を皮切りに支援の検討に入りました。

そして、2005年6月に1期生の民事模擬裁判の支援を行いましたころから、内容の支援に本格的に入りまして、2006年2月からは、国際協力部柴田紀子教官がJICA長期専門家としてRSJPに常駐しまして、支援を広げているという状況です。そして、この4月にはプロジェクトが更新されまして、フェーズ2に入るという予定になっております。

この参加メンバーですけれども、日本側のメンバーは先ほどの経緯の中で説明したと

おりです。カンボジア側について見ますと2つほどに分けられまして、(1) (166頁、上段参照)のRAJPというのは、RSJPの上部組織の学校ですが、この学院長以下3名の学校の運営側の人たち、そして(2)の方は現場で実際に教壇に立ちます教官の方々ということになります。このそれぞれのグループの方々がそれぞれの職務を実質的に果たせるようになるということが、このプロジェクトの最終目標ですが、そこにはまだまだ課題があるということの後ほど御説明したいと思います。

以上がプロジェクトの概況説明ということになりますが、この後、この連絡会のテーマであります成果物の普及活動という関係でお話をさせていただきたいと思います。

まず、成果物を法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法ととらえた場合に、RSJPプロジェクトが果たしていきたいと考えている役割についてお話ししたいと思います。そしてその後に、成果物をRSJPプロジェクトの内部でつくられた教材等ととらえた場合に留意をしていることなどについてお話をしていきたいと思います。

6のスライド(167頁、上段参照)ですが、成果物を法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法ととらえた場合であります。このプロジェクトにおきまして、日本の起草支援を受けた民法・民事訴訟法が成立したわけですけれども、これが実際の裁判で適用されて適切に運用されなければ意味がないことになります。

したがって、その裁判を実際に担当する裁判官に対して、これらの法律を理解してもらって、使いこなしてもらうということは、この法律の普及活動の中核的な部分ではないかというふうに思います。

もちろん、ほかにも弁護士養成校プロジェクトなども重要で、これも行われておりますし、ほかにも更にいえば、裁判所書記官あるいは執行官の養成なども大変強い要請があるわけですけれども、これらをすべてやっていくとしますと、すべて同じくらいのボリュームの大変なことになりますので、そこは日本側の人材、予算との関係で悩みながら検討していると、そういった状態です。

カンボジアではこういった形で新規裁判官養成に主に集中して民法・民事訴訟法の普及の活動としているわけですけれども、ほかの国におきましても、法律の改正あるいは成立があったときに、その新しい法律を裁判官に普及するという活動はかなり重要になってくるのではないかと思います。

次に、成果物をRSJPプロジェクト内で作成される教材等ととらえた場合の留意事項について御説明したいと思います。まず、教材という性質上、教官に教材を使いこなしてもらうということは最低の要求ということになります。そして、使いこなしてもらうためには、やはり自ら作成してもらうということが一番ですし、使い込んでいくうちにおのずから改訂箇所が出ていくということになるのだらうと思います。

このように教材というものの性質上、相手方の教官たち自身に作成・改訂してもらうということが非常に重要ということがいえまして、このプロジェクトは当初から自立発展性ということを念頭に置くべき度合いがほかのプロジェクトと比べても強いのではないかと思います。

ただ、この自立発展性を実現するためには、現状では問題点があります。1つには、現状の教官の力で自ら教材を作成していけるのかという問題があります。そして、もう1つは、学校運営における自立発展性ということで、より根本的な問題なのですが、教官たちが教材作成に力を注げるような体制がつくられているかどうか、こういった問題点があります。

そこでこの2つの問題について取り上げてみたいと思います。なお、自立発展性ということに焦点を当てるということで、普及とはややずれるように思われるかもしれませんが、午前中に当部稲葉部長からお話がありました普及の第1段階から第6段階ということにつきまして、教材について見ますと、第1段階から第5段階につきまして、教材というものの性質上、あまり問題にならないという面がありまして、第6段階の成果物を自ら改訂できるようになるというところが非常に重要かと思しますので、ここに焦点を当ててお話ししたいと思いますので、御了承いただければと思います。

まず、お話の前提といたしまして、これまでどのような教材を作成したのかということをお話しさせていただきますが、まず最初にカリキュラムから作成しなければならなかったということは最初に御紹介したとおりです。

そして、プロジェクト期間中にこの(2)から(5)のような教材(168頁、上段参照)を作成しましたが、中でも最近1年間ではこの(5)の教材の作成に力を注いでいました。この民事第1審手続DVDといいますのは、新しい民事訴訟法の下で、弁論準備手続ですとか、あるいは尋問等を実際にどうやって行うのかを国際協力部の教官が実演し、DVDに撮りまして、これをクメール語訳吹きかえを当てまして配布したというものであります。学校の教官あるいは研修生からは、これを見て初めてイメージが沸いたということで、かなり好評を頂きました。

この教材につきましては、どのような作成方法を採用すべきかということが常に悩みになっております。まず、日本にある教材を翻訳していく形をとれば短期間でレベルの高いものができるというメリットがあります。とにかく、教材が絶対的に不足しているという当初の状況におきましては、このような方法を採用することにも一定の合理性があるのではないかと思います。

一方で、このような方法のデメリットとしましては、まず、翻訳してそのまま渡しても教官が使いこなせない危険が高いということが挙げられますし、このようなやり方を続けていますと、いつまで経っても教官の中で教材作成ノウハウが進まないということも問題として挙げられます。

したがって、このようなジレンマの中で、各教材の性質に応じましてどのような作成方法を採用すればいいのかというのを一つ一つ検討しているというのが私たちの現在の留意点ということになります。

例えば民法・民事訴訟法の講義レジュメのようなものにつきましては、正に教官がこれを使って講義を行うというものですから、多少内容が問題がありましても、やはり教官自身に作成してもらおうということに重点を置くべきといえるかと思えます。



一方で、先ほど紹介したような第1審手続DVDのようなものは、これまでのカンボジアになかった実務を紹介して見せるものということですので、日本側でないと作成できないということになります。ただ、このような作成方法を採用した場合でも、なるべく作業中にカンボジア側の教官たちに参加をするように持っていったり、あるいは作成後もフォローアップの解説を加えたりしまして、教官自身が研修生たちにこれを用いて解説ができるようにという配慮は行っております。

ただ、長期的な視野から見ますと、徐々にカンボジア側教官が自ら作成するという方向に重心を移していくべきということは考えております。

続きまして、RSJP教官が教材作成等の職務に十分に取り組む体制ができていないという問題についてお話を進めたいと思います。まず、RSJPの民事教官は7名いるのですが、彼らはもともとは司法省職員ですとか裁判官といった本来の職務を持っている非常勤の教官です。しかも、彼らは民法・民事訴訟法のワーキンググループのメンバーでもありまして、日本側と協議をしながら民法・民事訴訟法の起草を進めているうちに非常に成長を遂げまして、人材不足のカンボジアの司法界においては、飛び抜けた存在になってしまいました。そこで、これ自体は喜ばしいことなのですが、司法省の次官ですとか、最高裁の判事、あるいは高裁の長官などといった位にまで昇進してしまいました。

RSJP側からしますと、困ったことになりまして、教官の本来職務が多忙になり過ぎてしまったということがありましたし、RSJP校長よりも上の位ではないかというポストについたことによりまして、上下関係、指揮命令関係がはっきりしなくなってしまったという問題点も生じました。

RSJPの現場では予定されていた講義の時間に教官が来られなくなって講義に穴があいてしまったという事態ですとか、それぐらいですから、教材作成にじっくりと取り組む時間もないという事態に陥っております。

さらに、教官会議も開催できないということになりまして、民事教育を行う上での根本方針の決定、つまりカリキュラムの策定や教材作成の基本方針の決定ができないという状態になっています。

このままでは、日本が支援から手を引けば、あっという間に教育レベルが落ちてしまうのではないかとということが心配されています。

ただ、次のスライド(169頁、下段参照)ですが、明るい材料というものもございます。今申し上げた問題状況につきましては、根本原因はほとんど人材不足ということに尽きるということもいえるかと思えます。したがって、毎年RSJPから60人ずつの卒業生が世の中に出ていくことによりまして、自然に解消されていくという面もあるのではないかと思います。

現状ではRSJP教官の人たちが一般のレベルから飛び抜けた存在になってしまったわけですが、徐々にこれらの卒業生によってすそ野が広がっていくのではないかとはいえるわけです。

さらに、RSJPの内部におきまして、教官候補生という仕組みができております。

これは、忙しい教官にかわりまして教材作成を担当する若手裁判官ということで、おおむね1期生の成績優秀者から集められています。ただ、彼らも新任裁判官としての本来職務を有しておりまして、彼らがすぐに常勤教官になれるかといいますと、人事の絡みもあるということで、なかなかはっきりした約束はしてもらえません。

ただ、今後、RSJPの中で、民事教育のノウハウが蓄積されていくことですか、あるいは自立発展性が実現されていくことのためには、こういった常勤教官の存在は不可欠といえるかと思しますので、今後も日本側からはこの教官候補生の常勤教官への就任を強く働きかけていくことになっております。

以上、RSJPにおきましては、自立的な教材作成、あるいは自立的な学校運営につきまして、まだまだ課題があるということなのですが、明るい材料も見えてきているということをお紹介させていただきまして、私からの御報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 今日最高裁からの御参加の方が東京会場の方にいらっしゃいますけれども、当部がこのようなRSJPへの支援協力ができるようになりましたのも、最高裁判所から当部教官として裁判官を派遣していただいているからでございます。本当にどうもありがとうございましたと、この場を借りてお礼申し上げさせていただきます。